

新制度における利用者負担額について

1. 利用者負担額の設定について

(平成 26 年 6 月 4 日開催 子ども・子育て支援新制度説明会 資料 3 抜粋)

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

(1) 新制度において利用者負担額の設定が必要な区分

対象	認定区分	利用可能な施設・事業
満 3 歳以上 教育のみ	教育標準時間認定 (1号)	認定こども園、幼稚園
満 3 歳以上 保育が必要	保育認定 (2号): 標準時間	認定こども園、保育所
	保育認定 (2号): 短時間	
満 3 歳未満 保育が必要	保育認定 (3号): 標準時間	認定こども園、保育所、地域型保育事業 (小規模保育事業等)
	保育認定 (3号): 短時間	

2. 保育認定 (2・3号給付) を受けた子どもの利用者負担額について

(1) 国の定める利用者負担水準と本市の保育所の保育料

<資料 2—1、2—2>

<国の利用者負担の水準の考え方>

- 保育標準時間認定を受けた子どもは、現行の保育所の利用者負担水準を基本とする。
- 保育短時間認定を受けた子どもは、運営コストの違いを反映し、保育標準時間を受けた子どもの▲1.7%を基本とする。
- 施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とする。
- 所得階層区分の決定方法は、市町村民税額を基に行うこととする。

(2) 本市における検討の方向性 (案)

- 保育所の保育料については、従前から公立・私立ともに市が定めており、本市独自の保育料の軽減を行っている。新制度においても、利用者にとって負担の増加とならないよう、現行の本市における保育所の保育料水準を目安としてはどうか。
- 保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担額については、新制度において新たに保育短時間認定という制度が創設された趣旨に鑑み、保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額よりも、低所得者層を除き低く設定してはどうか。具体的な水準は、国の定める利用者負担水準と同様に、保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額の▲1.7%を目安としてはどうか。

- 施設・事業の種類（保育所、認定こども園、小規模保育事業等）については、国の考え方と同様に、同一の利用者負担水準としてはどうか。
- 2号認定（満3歳児以上：保育認定）を受けた子どもの利用者負担額については、現行、本市の保育所では3歳児と4歳以上児とで別々の保育料を設定しているが、国の定める利用者負担水準が3歳児と4歳以上児とで区別していないことを踏まえ、利用者の負担が3か年の合計で増えないよう、利用者負担額を3歳児と4歳以上児で統一してはどうか。

3. 教育標準時間認定（1号給付）を受けた子どもの利用者負担額について

（1）国の定める利用者負担水準

<資料2—3>

<国の利用者負担の水準の考え方>

- 現行の幼稚園就園奨励費を考慮した利用者負担水準を基本とする。
- 施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とする。

（2）本市における検討の方向性（案）

- 公立・私立で統一した料金とし、また、施設（幼稚園、認定こども園）の種類については、国の考え方と同様に、同一の利用者負担水準としてはどうか。
- 国の定める利用者負担水準は全国平均を基に算出しているが、利用者にとって負担の増加とならないよう、全国平均よりも低い本市の私立幼稚園の平均保育料水準を目安とすることともに、高所得者については応分の負担を求めることとしてはどうか。その際、私立幼稚園の平均保育料水準をどう考えるかについて、別途検討を要する。
- 2号認定を受けた子どもの利用者負担額とのバランスを考慮する必要があるのではないか。その際、2号認定を受けた子どもの利用者負担額とどのようにバランスをとるべきか、別途検討を要する。
- 年齢による利用者負担額の区分について、国の定める利用者負担水準は年齢に関わらず一律であり、本市における現在の私立幼稚園の保育料も年齢による差はほとんどない。保育認定を受けた子どもの利用者負担額と同様に、3歳児と4歳以上児で統一した利用者負担額としてはどうか。

（参考1）平成25年度私立幼稚園の年齢別の平均月額保育料（子ども未来課調べ）

年齢	3歳児	4歳児	5歳児
平均月額保育料	18,667円	18,610円	18,554円

※入園料等の月額保育料以外の額は含まない。

- 所得階層による利用者負担額の区分について、国の定める利用者負担水準は5階層であり、本市における幼稚園の就園奨励費についても5階層となっている。一方、現行の本市における保育料は、国の定める8階層を20階層に細分化し、きめ細かく保育料の軽減を行っている。保育認定を受けた子どもの利用者負担とのバランスを考慮するうえで、同様に階層数を細分化してはどうか。

(3) 検討にあたっての主な論点

- 現在の私立幼稚園の平均保育料水準をどのように考えるか。〈資料2-4〉

- ・国の定める利用者負担水準は、現行の幼稚園就園奨励費を考慮して設定しており、入園料と月額保育料を対象として設定されている。しかしながら、現在の当市の私立幼稚園では入園料及び月額保育料以外にほとんどの園でスクールバス代、給食費、教材費等の様々な費用を別途利用者から徴収している。
- ・公定価格の算定には、一般的な施設の運営に通常必要となる経費は含まれており、利用者負担額にも加味されていると考えるべきものであることから、別途徴収されている費用のうち、通常の教育・保育に必要な経費に充てられる部分については利用者負担額に含むこと考えられる。
- ・一方で、これまで私立幼稚園が実施してきた建学の精神に基づく教育の提供が新制度においても維持できるよう、通常の教育・保育を上回る各園独自の取組に必要な費用の徴収が可能となるよう配慮する必要がある。

(参考2) 平成25年度私立幼稚園の月額保育料以外の主な徴収金 (子ども未来課調べ)

項目	スクールバス代	給食費	施設等整備費※1	教材費※2	行事費
金額	2,647円	3,579円	2,055円	1,438円	464円

※1 一部、入園時に徴収する費用を含む。

※2 全園児から徴収する絵本代を含む。

(参考3) 新制度における費用の徴収に係る国の整理

項目	整理の方向性
実費徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費（調理に係る人件費は公定価格へ算入） ・通園費（通園に係る人件費は公定価格へ算入） ・その他（現在実費徴収が行われている遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費、学級会や保護者会等の会費、課外活動費等の経費）
上乘せ徴収	<p>公定価格で賄えない教育・保育の質の向上を図るため必要な経費については、「上乘せ徴収」として各施設の判断で保護者から徴収することが可能となっている。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員配置の充実 ・高処遇を通じた教員の確保 ・設備更新の前倒し ・平均的な水準を超えた施設整備 <p>など教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要なもの。 ※上乘せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となる。</p>

○ 2号認定を受けた子どもの利用者負担額とのバランスをどのように考慮するか。

- ・教育標準時間認定を受けた子どもは、保育を必要としないことから、保育認定を受けた子どもよりも利用者負担額を低く設定する必要がある。
- ・教育標準時間認定を受けた子どもについては、国の議論において給食費は実費徴収とすることとされており、利用者負担額に含まれていないことから、副食の材料費が利用者負担額に含まれている2号認定児童と一定程度の金額差を設けた利用者負担額とすることが適当と考えられる。
- ・特に、認定こども園においては、教育標準時間認定を受けた子どもと保育認定を受けた子どもがともに教育・保育を受けることから、提供を受けるサービスの内容に応じて、利用者にとって公平感のある利用者負担額とする必要がある。

4. 経過措置について

- 本市が新たに設定する利用者負担額よりも、現在低い保育料を設定している幼稚園に在園している子ども、保育認定を受けた子どもの利用者負担額の3歳児と4歳以上児の統一により負担の総額が増える子どもなどについては、今後の国の動向等を踏まえ、経過措置を講ずることとしてはどうか。

5. 利用者負担額の設定時期について

- 国の定める利用者負担水準は、公定価格と同様に、新制度の円滑な施行に向けて、自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、「仮」の利用者負担水準として提示がされたものであり、最終的には平成27年度予算編成を経て決定される。
- 本市における利用者負担額についても、国の利用者負担水準の最終的な決定を踏まえ、平成27年度予算編成を経て決定する。
- しかしながら、翌年度の幼稚園の入園及び保育所の入所の申込みは例年10月から受付を実施するほか、多くの私立幼稚園ではそれに先立ち、入園説明会を開催している。また、新制度では新たに保育の必要性の認定手続きが必要となるが、例年の申込時期と同様に、10月から認定手続きを開始する予定である。
- 利用者にとって、利用者負担額は、利用する施設・事業を選択する際の重要な要素の一つであることから、できるだけ早期に「仮」の利用者負担額を提示したいと考えている。